

第34回静岡県消費生活審議会(H27.9.7)における意見等への対応等

NO	意見等(資料番号は第34回審議会配布資料に対応)	回答・対応
静岡県の消費者教育の進捗状況について		
1	職域における消費者教育の推進、特に新入社員等若者への消費者教育について、確定拠出型年金等身近なテーマで金融教育を行ってほしい。	消費者教育は、その目標とする重点領域の範囲が広く、対象とするライフステージも幅広い。中でも、若者に対する消費者教育は最重要課題であると考えており、来年度も重点的に取り組む予定である。県域協議会でも日本銀行静岡支店が事務局を担当する金融広報委員会に委員として参画してもらっていることから、就職間もない若者に対しては、将来設計につながるファイナンシャルプランや金融教育に連携して取り組んでいきたい。
2	(資料2) 賀茂地域における消費生活センターの設置について、県と市町の財政負担の割合、及び相談員2名は確保されているのか。	これまで賀茂地域では、消費生活センターを市町単独で設置するには財政的にも厳しいという状況であった。今回、相談員2人のうち1人は現在の県民生活センター賀茂駐在の県民相談員分をそのまま引き継ぐ形で県が負担し、消費生活相談員人件費は地方消費者行政推進交付金を活用する。その他、通信費等ランニングコストについては、6市町の人口割で按分する予定である。 賀茂地域には、消費生活相談員資格を持つ者がなかなかいないため、個々に交渉している。
3	選挙権の18歳への引き下げに伴い、契約の法律的な意義をしっかりと若者に教える必要がある。 学校教育では、なかなか消費者教育が行われないと聞か、どこまで進めようとしているのか。	「教員向け消費者教育講座」は、27年度は各県民生活センターでこれまで1回ずつ実施している。 また、26年度に、指導者用マニュアル、生徒用実習ノートとセットにした、学校向けの消費者教育DVDを作成したところであり、このDVDの普及を図るため、小学校や、教科ごとの研究会など様々な場面で普及を図っているところである。 高校との連携については、来年度県民生活センターの主催する地域連絡会等に教員が参画することになっている。
4	全学共通科目であっても、文系の学生は文系の科目しか取らず、理系の学生は理系の科目しか取らない。「社会人になるためのセミナー」等として周知し、文系・理系を問わず学生が興味を持って出席するように、大学に働きかけてはいかか。	モデル的に実施できる学校を見つけて、「社会人になるために必要な知識」として、卒業前のガイダンスとしての実施等を検討していきたい。

NO	意見等(資料番号は第34回審議会配布資料に対応)	回答・対応
5	(資料2) 複数市町が連携して共同センターをつくって、専門性を高める、という考えが県にはあるのか。	消費者安全法の考え方としては、一義的には基礎的自治体に相談窓口を設置して対応し、より広域的・専門的な問題を県民生活センターが対応する、というものである。 消費生活相談員の資質向上のため、県民生活センターでのOJT研修や、相談員対象の研修会の開催等により、徐々に市町の相談員のレベルは上がってきているが、今後、より力を入れていきたい。
第2次静岡県消費者行政推進基本計画の進捗評価について		
進捗評価については、了承された。		
第2次静岡県消費者行政推進基本計画の一部改正について		
6	(資料5-2) 相談窓口の周知や、相談員の資質向上等の結果、相談件数は増加していくのではないかと。苦情相談件数は、重要な数値であるが、相談件数の指標はなくなってしまうのか。 また、相談窓口の周知のためには、全世帯の電話機に消費者ホットラインのシールを貼ってもらう、等の徹底した啓発が必要と考える。	「1 自ら学び自立する消費者の育成」を代表する指標からは外し、参考指標とする。 なお、相談することが自らの被害防止・被害回復のみならず、他者への被害拡大防止につながるということを意識して積極的に相談する「自立する消費者」の育成を図るため、苦情以外の情報提供も含めた、「県内の消費生活相談受付件数」とし、これを把握・分析し、注意喚起や啓発等に活用していくこととする。 また、消費生活相談窓口の周知に努めていく。
7	「2 安全な商品・サービスの提供による安心の確保」の指標「ウォッチャー調査における原産地等の適正表示の割合」について、ウォッチャー制度が廃止されたとのことだが、新たな指標の「食品表示合同調査」では、サンプル数が減り、表示の適・不適の把握数が減るのではないかと。	ウォッチャー制度は、公募した県民50人に委嘱し、半年の間に様々なところで食品表示の内容を確認いただいていたものである。食品表示法の施行に伴い、食品表示の所管が健康福祉部へ一元化されて、本事業がなくなったことが指標廃止の主な理由である。 これに代わる「食品表示合同調査」は、健康福祉部(保健所)、県民生活課、経済産業部茶業農産課(農林事務所)が合同で、県内で流通している鮮魚、お茶、サクラエビ・しらす等の加工食品を対象に調査するものであり、短期間で実施するもの。 やり方は異なるものの、今後も継続して実施し
8	苦情相談件数については、「こういう業者が来た」等という情報提供も含まれるのであれば、今後も増加していくと思われる。 消費者団体連盟の活動においても、積極的に消費生活相談窓口へ情報提供するよう呼びかけているが、それについてはどのように考えるか。	悪質事業者の訪問等の情報提供も全て相談件数に計上している。 また、気軽に相談いただくことが、新たな被害を未然に防ぐことにつながるため、今後、消費者ホットライン「188」の周知を含めて啓発を実施していく。

NO	意見等(資料番号は第34回審議会配布資料に対応)	回答・対応
まとめ	<p>・若者(高校生、大学生)への消費者教育について、トラブルに巻き込まれない、金融教育、生活設計等、対象者である若者が関心を持つような生活実態を踏まえた上での消費者教育の展開を考えていただきたい。大学生であれば、社会人になるためのセミナー等。</p> <p>・相談件数の指標は非常に重要であり、その内容についても継続して、細かく分析していただきたい。</p>	<p>・県民への注意喚起や悪質事業者の処分等消費者行政の施策立案に消費生活相談の内容分析は不可欠であり、今後も継続していく。</p> <p>・若者を担い手とし、かつ啓発の対象とした消費者教育推進事業を28年度に実施予定。</p>

※第34回審議会開催後、県民意見提出手続(パブリックコメント)前までの計画の主な変更点

No	変更内容 (ページは改正後の計画本文に対応)	回答・対応
1	<p>(21ページ)</p> <p>「1 自ら学び自立する消費者の育成」の前文(目的)の「…自らの消費行動が社会経済に与える影響も考慮して、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため…」を平易な文章に修正。</p>	<p>(21ページ)</p> <p>前文を修正するとともに、指標の説明文に具体例を入れる等わかりやすい文章に修正した。</p> <p>※前文、説明文は改正後の計画本文を参照</p>